

## 議題 2 （仮称）関西学院大学周辺景観地区の経過について【報告】

### 1 報告の目的

景観地区区域の範囲と規制の内容を決定するのに先立ち、関西学院大学時計台を通して甲山を望む眺望景観上にある上ヶ原浄水場の再整備について、神戸市水道局へのヒアリング結果から、周辺地区浄水場ゾーンの規制方針を検討する。

### 2 上ヶ原浄水場整備方針の内容

#### 【浄水場の現状】

現在、大正時代から供用していた緩速ろ過池を含む一部施設は操業を停止しており、これ以外については、必要機能を残した再整備案を作成中である。浄水場内には経済産業省の近代化遺産に指定されているものもあるが、解体等の際し、届出などの手続きは特にない。

#### 【整備方針について】

##### ● 今後の必要浄水機能

上 水 —— 再整備決定

工業用水 —— 今秋目途に整備の必要性について決定予定

上ヶ原浄水場では千刈貯水池からの自然流下による自然エネルギーを膜ろ過の加圧に使用し、さらに砂層を通して濾過し、砂中の微生物により水の汚れを分解する浄水が可能な浄水場である。再整備にあたっては、排水口への動水勾配の関係で 1.5 ～ 2.0 m の建物高さが必要になる可能性がある。

(参考スケジュール)

	H29	H30	H31～33	H34～
浄水場再整備	計画策定 整備方針確定			再整備開始
景観地区	規制内容確定	景観地区指定		

## ● 規制方針

	現状	今後の規制
用途地域	第 2 種住居地域	再整備部分： 第 2 種住居地域 再整備以外の部分： 第 1 種低層住居専用地域
容積率	100%	100%
建ぺい率	40%（第 3 種風致地区）	40%
高さ	15m以下（第 3 種風致地区）	①または② ①10m と 15m に区分 ②眺望ラインを限度とした 高さ規制
用途制限	—	浄水場と住宅のみ※
敷地面積の最低限度	—	200 m <sup>2</sup>
緑地帯	—	巾取り規制

※景観地区指定と用途地域見直しの時期が大幅にずれる場合は、地区計画による制限を検討

## 3 今後の進め方

浄水場の具体的な制限を検討し、神戸市水道局と継続して交渉を行う。

# 【資料1】上ヶ原浄水場 現況写真位置図



★印は近代化遺産を示す





管理事務所から  
緩速ろ過池を望む



管理事務所から  
甲山を望む



管理事務所から  
市街を望む

管理事務所から  
市街を望む



浄水場東側から  
関学を望む





① 工水沈殿池3号



② 工水沈殿池1号



③ 工水沈殿池2号





④ 空地



⑤ 通路



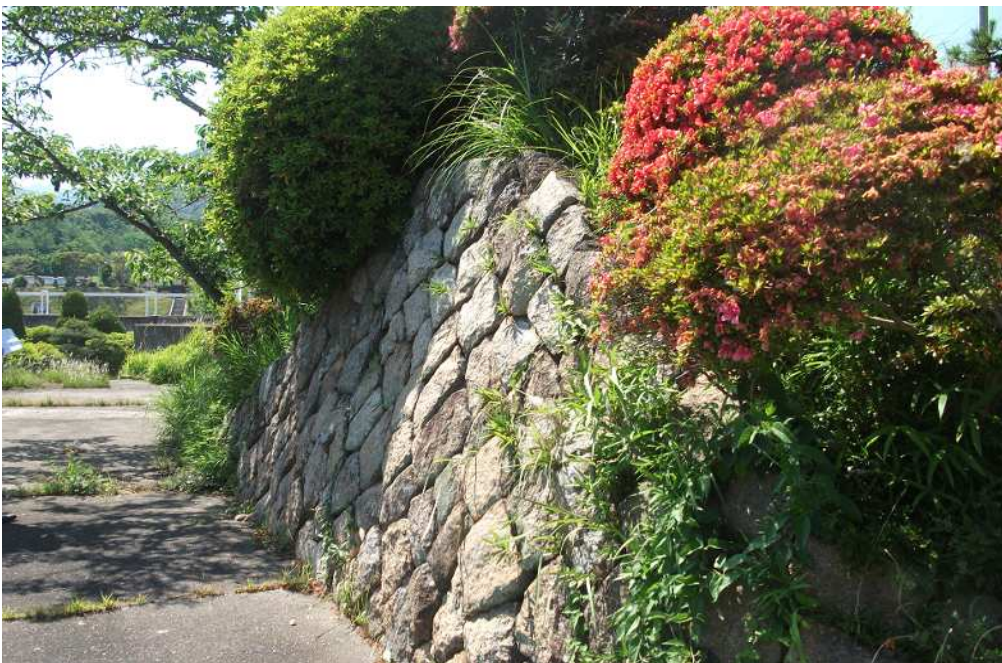
⑥ 倉庫







⑦ 混薬室  
(近代化遺産)



⑧ 混薬室石垣



⑨ 緩速ろ過池  
(近代化遺産)



⑩ 緩速ろ過池  
(近代化遺産)



⑪ 調整池(上屋)  
(近代化遺産)



⑫ 調整池(上屋)





⑬ 通路橋



⑭ 緩速ろ過池  
(近代化遺産)



⑮ 通路





⑩ 緩速浄水井



⑪ 通路



⑫ 通路







⑱ 小屋



⑳ 門



㉑ 急速ろ過棟  
(近代化遺産)



⑳ 急速ろ過池  
(近代化遺産)



㉑ 小屋



㉒ 神呪量水池





㊦ 急速原水池  
着水井  
(近代化遺産)